

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

告 示

- 青少年に有益な書籍として推奨する件
 - 農地法第四十一条第二項において準用する同法第三十九条第一項の規定により裁定をした件
 - 保安林の指定をする予定である旨通知があつた件二件
 - 保安林の指定をする予定である旨通知があつた件二件
 - 保安林の指定を変更する予定である旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件
 - 保安林の指定施設要件を変更した旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件
- 公 告
- 一般競争入札を行う件二件
 - 随意契約の相手方を決定した件
 - 土地改良区の役員が退任した旨届出があつた件

〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇

告 示

福島県告示第七十六号

福島県青少年健全育成条例（昭和五十三年福島県条例第三十号）第十二条の規定により、青少年の健全な育成を図る上において有益な書籍として、次のものを推奨する。

令和五年二月七日

福島県知事 内堀 雅 雄

推奨番号	名称	制作者又は配給者	備考
二八六	おこめをつ	作 室井さと子	推奨対象 幼児、小学生

二八七	伝えるアイヌ三世代の物語	著 宇井眞紀子 発行所 株式会社少年写真新聞社	発行所 株式会社新日本出版 （低学年、中学年）
二八八	戦争をやめた人たち―1914年のクリスマス休戦―	文・絵 鈴木まもる 発行所 株式会社あすなろ書房	推奨対象 小学生（中学年、高学年）、中学生
二八九	ひまりのすつき時間割	作 井嶋敦子 絵 丸山ゆき 発行所 株式会社童心社	推奨対象 小学生（高学年）、中学生

（こども・青少年政策課）

福島県告示第七十七号

農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四十一条第二項において読み替えて準用する同法第三十九条第一項の規定により、令和四年十二月一日付で公益財団法人福島県農業振興公社（福島県農地中間管理機構）から申請のあつた利用権の設定に関して、令和五年一月二十六日付で次のとおり裁定した。

令和五年二月七日

福島県知事 内堀 雅 雄

一	農地の所有者等に関する情報 なし		
二	利用権を設定すべき農地の所在、地番、地目及び面積	地番	地目 面積
所在			
南会津郡南会津町川島字花太郎	一七〇一一	畑	二〇八平方メートル
同 郡同 町川島字花太郎	一七〇一一	畑	四九平方メートル
同 郡同 町川島字廻戸	一六一一一	畑	九九平方メートル
同 郡同 町川島字材木場	八〇七一	田	二二二平方メートル
同 郡同 町川島字材木場	八〇七一	田	二二二平方メートル
同 郡同 町川島字材木場	八〇七一	田	二二二平方メートル
同 郡同 町川島字川島前	一七五	田	八九九平方メートル
同 郡同 町関本字関本	一三七	田	二、一四八平方メートル
同 郡同 町関本字関本	一四〇	田	三、一四四平方メートル
同 郡同 町藤生字下小塩平	一二	田	五七九平方メートル
同 郡同 町系沢字下馬場	二二	田	二二〇平方メートル

同	町系沢字壇ノ下	一八	田	一、四七三平方メートル
同	町系沢字風下	三七	田	四八一平方メートル
同	町系沢字風下	三八	田	四六平方メートル
同	町系沢字風下	五九	田	一、四五四平方メートル
同	町系沢字龍伏	七二・二	田	三〇五平方メートル
三	利用権の内容	水稲及びソバ		
四	希望する利用権の始期及び存続期間			
始期	令和五年二月二十五日			
存続期間	二〇年			
五	借賃に相当する補償金の額	一〇六、六二〇円		
六	補償金の支払の方法			
	当該農地を利用する権利の始期までに福島地方方法務局若松支局に保証金を供託すること。			

(農村振興課)

福島県告示第七十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和五年二月七日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 保安林予定森林の所在場所
大沼郡金山町大字八町字岩尾一四一
 - 二 指定の目的
土砂の流出の防備
 - 三 指定施業要件
1 立木の伐採の方法
(一) 主伐は、択伐による。
(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、金山町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び金山町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第七十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和五年二月七日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 保安林予定森林の所在場所
いわき市田人町貝泊字井出五九の五
 - 二 指定の目的
水源の涵養
 - 三 指定施業要件
1 立木の伐採の方法
(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、いわき市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及びいわき市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第八十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和五年二月七日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 保安林予定森林の所在場所
双葉郡浪江町大字請戸字新町一の二、二、三の一、三の三、三の四、二八の二、二八の四、二八の五、二八の一、字雷一の一、一の二、一の六、三の二、字谷地畑四の二から四の七まで、二六、三三、三三の一、三五から三八まで、三九の二、四二の二、四九、四九の二、五〇の二、五二の一、五三、五四の一、五四の二、五七の一、一〇〇、字御壇ノ西五〇の二、五〇の三、五〇の八から五〇の一九まで、五〇の二七、五四の一、五五の一、五五の三、五七の一、五七の三、五八の一、字持平一の一、一の三から一の五まで、三の一、四の一、一四、一五、一六の一、一六の二、二七の一、二七の四、二七の五、字小谷地五八の三から五八の五まで、六一の一、六一の二、字浮沼三、四、一二から一五まで、一七、一九から二二まで
- 二 指定の目的
潮害の防備
- 三 指定施業要件
1 立木の伐採の方法
(一) 主伐は、択伐による。
(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、浪江町森林整備計画で定める標準

伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び浪江町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第八十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定により当該通知の内容を喜多方市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和五年二月七日

福島県知事 内堀雅雄

一 所在の不明な者の氏名

- 二 瓶源次 安部武 二瓶寛 奈須千代志 奈須廣 五十嵐豊 藤田源長 上杉正 中村愛子 安部仁栄 奈須惣作 安部ヒロ子 安部仁衛 佐藤直記 大森茂八 高橋信雄 高橋久四郎 高橋康子 高橋恒男 高橋綱八 高橋栄太郎 高橋常作 高橋三久馬 高橋久之助 高橋増尾 高橋伊八 高橋盛吉 高橋チイ 高橋久次 右工門 渡部寅太郎 渡部千賀良 渡部千加良 渡部マサ子 渡部倉吉 渡部小金吾 渡部善吉 渡部清八 渡部四郎 渡部彦次 渡部榮次郎

二 通知の内容の要旨

- 1 保安林の指定施業要件を変更する予定であると農林水産大臣から通知があったこと。
- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった件(令和四年福島県告示第七百九十七号)によること。
- 3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

(森林保全課)

福島県告示第八十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定により当該通知の内容を下郷町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、

次のとおりである。

令和五年二月七日

福島県知事 内堀雅雄

一 所在の不明な者の氏名

- 弓田安次 弓田金作 弓田金藏 弓田徳重 弓田浜吉 弓田平吾 佐藤平角 星丑太郎 渡部権藏 渡部平吉 芳賀安太郎 芳賀利八 遠藤卯平 遠藤岩吉 遠藤吉次郎 遠藤源次 遠藤甚吉 遠藤清次 遠藤浅吉 遠藤善作 遠藤定吉 五十嵐久太郎 五十嵐久平 五十嵐久六 五十嵐新次郎 黒森励岸 兎山甚三郎 小山永吉 小山市作 小山常松 小山清太郎 小山善吉 小山豊作 星源八郎 渡部伊八 渡部卯之吉 渡部喜代作 渡部喜六 渡部亀重 渡部儀作 渡部久三郎 渡部金四郎 渡部熊吉 渡部四五工門 渡部七三郎 渡部周作 渡部庄三郎 渡部庄次郎 渡部常太郎 渡部竹四郎 渡部竹松 渡部長四郎 渡部長太郎 渡部直三郎 渡部彦七 渡部文吉 渡部平八 渡部豊三郎 渡部豊太郎 渡部弥重 渡部利平 渡部林次郎 渡部林太郎 渡部傳三郎 堀井久次 堀井勝太郎 堀井長七 芳賀吉夫 星保男 荒井重作 荒井弥作 渡部ヨイ 荒井又重 渡部和市 渡部正一 五十嵐六郎 星源助 五十嵐ワイ 三浦爲三 芳賀耕八 星長次郎 五十嵐亀吉 渡部門吉 星茂十 玉川孝子 猪股三起子 小椋清光 星定美 星美代子 渡部信義 小椋義道 渡部倉吉 小室フジエ 星ヨシイ

二 通知の内容の要旨

- 1 保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。
- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件(令和四年農林水産省告示第九百十三号)によること。

(森林保全課)

公 告

公告第21号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県総務部公用車のリースについて、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

令和5年2月7日

福島県知事 内堀 雅 雄

1 入札に付する事項

- (1) 借入物品の名称及び数量 自動車 68台（保守等を含む。）
- (2) 借入物品の仕様等 仕様書による。
- (3) 借入期間 令和5年5月7日から令和7年7月1日まで
- (4) 納入場所 仕様書による。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 3に掲げる日から開札の日までの間に、福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
- (4) 3に掲げる日から起算して過去3年以内に、国、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人又は地方独立行政法人において、自動車のメンテナンス付きリース契約の履行又は履行中の実績があり、自動車の貸付けを確実に履行できる者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和5年3月8日（水）午後5時15分までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。なお、郵送により提出する場合は、書留郵便により行うものとし、同日午後5時15分まで必着とする。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号
福島県総務部財務総室総務課
電話024-521-7026

4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において令和5年2月7日（火）から同年3月8日（水）まで（土曜日及び日曜日並びに同年2月23日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで。

5 入札説明書等の配布

次により、入札説明書、仕様書、申請書等を配布する。

- (1) 配布期間 4に掲げる期間に同じ。
- (2) 配布場所 3に掲げる場所に同じ。
- (3) その他 郵送による配布を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大きさの用紙50枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで令和5年2月17日（金）午後5時15分までに必着で請求すること。

6 入札及び開札の日時及び場所等

- (1) 日時 令和5年3月22日（水）午後1時30分
- (2) 場所 福島県庁本庁舎2階総務課分室（福島県福島市杉妻町2番16号）
- (3) その他 郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、令和5年3月20日（月）午後5時15分までに3に掲げる場所に必着のこと。

7 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又

は一部の納付を免除する。

- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- 8 入札に参加を希望する者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に
関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- 9 入札の無効
2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示
す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。
- 10 入札の効力
本件入札は、その契約に係る予算が可決され、令和5年4月1日以降で予算の執行
が可能となったときに、入札の効力が生じる。なお、入札の効力が生じなかったこと
により、契約が成立しなかった、又は締結されなかったことによる損害については、
福島県は、これを一切賠償しない。
- 11 その他
 - (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分
の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その
端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係
る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110
分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - (3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を
行った入札者を落札者とする。
 - (4) 契約書作成の要否 要
 - (5) 福島県政府調達苦情検討委員会からの要請等 福島県知事は、福島県政府調達苦
情検討委員会（福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱（平成8年福島県告示第320
号）第1条に規定する委員会をいう。）から契約停止の要請を受けた場合は契約の
執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。
 - (6) その他 詳細は、入札説明書による。
- 11 Summary
 - (1) Nature and quantity of the products to be leased: 68 vehicles (including
maintenance, etc.)
 - (2) Time-limit of tender (by hand): 1:30 p.m., 22 March, 2023
 - (3) Time-limit of tender (by mail): 5:15 p.m., 20 March, 2023
 - (4) Contact point for the notice: General Affairs Division, Finance Section,
General Administration Department, Fukushima Prefectural Government, 2-16
Sugitsuma-cho, Fukushima City, Fukushima 960-8670 Japan TEL 024-521-7026
(総務課)

公告第22号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のと
おり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を
定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第
17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

令和5年2月7日

福島県知事 内堀雅雄

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達をする物品等の名称及び数量 福島県全戸配布広報誌 予定数量 4,116,000
部（年6回 1回当たり686,000部）
 - (2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。
 - (3) 納入期限 令和5年5月18日から令和6年3月31日までの間の福島県知事が指定
する日
 - (4) 納入場所 福島県知事が指定する場所
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要
な資格の確認を受けた者であること。
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該

当しない者であること。

- (2) 福島県の物品購入（修繕）競争入札参加有資格者名簿に登載されている者又は開札時までに福島県の物品購入（修繕）競争入札参加資格を取得している者であること。
 - (3) 物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る参加資格制限を受けていないこと。
 - (4) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格の確認
- 入札に参加を希望する者は、所定の物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和5年3月3日（金）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。なお、郵送により提出する場合は、同日午後5時まで必着とする。
- 郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号
福島県出納局入札用度課
電話024-521-7413
- 4 契約条項を示す場所及び期間
- 3に掲げる場所において令和5年2月7日（火）から同年3月3日（金）まで（土曜日及び日曜日並びに同年2月23日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで
- 5 入札書の提出場所等
- (1) 入札書の提出場所、入札説明書の配布場所及び問合せ先 3に掲げる場所に同じ。
なお、郵送による入札説明書の配布を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大きさの用紙18枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで令和5年2月16日（木）午後5時までに必着で請求すること。
 - (2) 入札説明会の日時及び場所 令和5年2月16日（木）午後2時 福島県出納局入札用度課
 - (3) 入札及び開札の日時及び場所 令和5年3月23日（木）午前11時 福島県出納局入札用度課（郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、同月22日（水）午後5時までに必着のこと。）
- 6 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額（消費税及び地方消費税を含む。）に当該入札に係る予定数量を乗じて得た額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
 - (2) 契約保証金 落札者は、契約単価に当該入札に係る予定数量を乗じて得た額に100分の110を乗じて得た金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- 7 入札に参加を希望する者に要求される事項
- この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に關し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- 8 入札の無効
- 2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。
- 9 その他
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札方法 入札書には、1部当たりの単価を記載すること。なお、この入札による契約は、落札者が入札書に記載した金額を契約単価とし、支払金額は、契約単価に購入数量を乗じて得た金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた金額）に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する単価を入札書に記載すること。
 - (3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 福島県政府調達苦情検討委員会からの要請等 福島県知事は、福島県政府調達苦情検討委員会（福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱（平成8年福島県告示第320号）第1条に規定する委員会をいう。）から契約停止の要請を受けた場合は契約の執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。
- (6) その他 詳細は、入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and estimated quantity of the products to be purchased: Printing Newsletters with an estimated total of 4,116,000 copies (a total of 686,000 copies for each bimonthly printing)
- (2) Time-limit of tender (by hand): 11:00 a.m., 23 March 2023
- (3) Time-limit of tender (by mail): 5:00 p.m., 22 March 2023
- (4) Contact point for the notice: Bid Administration Division, Treasury Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima City, Fukushima 960-8670 Japan TEL 024-521-7413

(入札用度課)

公告第23号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県庁舎の電気供給業務について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和5年2月7日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
福島県庁舎の電気供給業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県総務部文書管財総室施設管理課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和4年11月29日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
東北電力株式会社 宮城県仙台市青葉区本町一丁目7番1号
- 5 随意契約に係る金額
126,723,544円（予定使用電力量 4,845,920kWh）
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とすることとした理由
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号該当
(施設管理課)

公告第二十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨届出があった。

令和五年二月七日

福島県知事 内堀 雅 雄

土地改良区の名称

阿武隈川上流土地改良区

退任した役員

住所

役別 氏名

理事 佐川 正弘

石川郡石川町大字赤羽字森屋段六六番地

（農村計画課）